



森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

名取市下増田字屋敷一八六の一、一八七、一八七の一、一八八、一八九、一九〇の二、一九三、一九五、一九八の一、一九八の二、一九九の三、一九九の六、二〇〇、二〇四、二〇四の一、二〇七、二〇八、二一八の七、二一八の二から二一八の一四まで、二一八の一六から二一八の二二まで、二一八の二三、二二五

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字大土七の一三、七の九九から七の二〇一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。  
字大土七の一三・七の一〇〇・七の一〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亘理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町加瀬字新河原四十二番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

令和二年六月十二日

○宮城県告示第五百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業花浜浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

七ヶ浜町

三 事務所の所在地

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番地の一

四 換地処分の年月日

令和二年三月五日

○宮城県告示第五百四十六号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第五百四十七号

仙台市大倉川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年六月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第五百四十八号

宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年六月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 山 口 浩 徳

○宮城県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、新田北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 藤 靖

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月三十一日	及 川 満 夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理 事
令和二年五月三十一日	伊 藤 久 雄	登米市迫町新田字大久保百九十三番地	理 事
令和二年五月三十一日	星 英 雄	登米市迫町新田字彦道二百二十一番地	理 事
令和二年五月三十一日	高 橋 弘 志	登米市迫町新田字飯島九番地	理 事
令和二年五月三十一日	星 栄 一	登米市迫町新田字山居二十番地	理 事
令和二年五月三十一日	川 崎 健 一	登米市迫町新田字井守沢二百九番地八十四	理 事

令和二年五月三十一日	及川 徳浩	登米市迫町新田字山崎二百四十五番地十八	理事
令和二年五月三十一日	星 富雄	登米市迫町新田字彦道百四十五番地	監事
令和二年五月三十一日	星 政弘	登米市迫町新田字菱ノ倉四十一番地	理事
令和二年五月三十一日	伊藤 昭博	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月三十日	高橋 孝喜	登米市迫町新田字錠穴六十九番地	理事
令和二年五月三十日	星 公 司	登米市迫町新田字山居三十番地一	理事
令和二年五月三十日	及川 満夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理事
令和二年五月三十日	伊藤 久雄	登米市迫町新田字大久保百九十三番地	理事
令和二年五月三十日	星 英 雄	登米市迫町新田字彦道二百二十一番地	理事
令和二年五月三十日	高橋 弘志	登米市迫町新田字飯島九番地	理事
令和二年五月三十日	星 栄 一	登米市迫町新田字山居二十番地	理事
令和二年五月三十日	川崎 健 一	登米市迫町新田字井守沢二百九番地八十四	理事
令和二年五月三十日	及川 徳浩	登米市迫町新田字境田二十六番地地十八	理事
令和二年五月三十日	星 己年夫	登米市迫町新田字境田二十六番地	理事
令和二年五月三十日	高橋 元昭	登米市迫町新田字錠穴十八番地十六	理事
令和二年五月三十日	星 富雄	登米市迫町新田字彦道百四十五番地	監事
令和二年五月三十日	相馬 好	登米市迫町新田字下品ノ浦九十番地	監事

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

(一) 令和二年六月十九日（金）まで

(二) 令和二年七月三日（金）まで

三 試験期日

(一) 令和二年六月二十七日（土）・二十八日（日）（内一日を指定）

(二) 令和二年七月十八日（土）・十九日（日）（内二日を指定）

令和二年七月二十三日（木）・二十四日（金）（内一日を指定）

令和二年七月二十七日（月）・二十八日（火）（内一日を指定）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年六月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市波路上瀬向九番一の一部、九番七十四、九番七十五、九番七十六、九番七十七、九番七十八、九番九十九の一部、九番百十二、九番百十三、九番百十四、九番百十五、九番百十七の一部、九番百二十四、九番百二十五、九番百二十六、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

七十六番二十二の一部、七十六番二十三、七十六番二十四、七十六番二十八の一部、七十六番三十二、七十六番三十六、九番七十五地先道の一部、七十六番三十六地先堤の一部  
気仙沼市南町四丁目一番十一号  
株式会社 小野良組

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年六月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
登米市追町佐沼字中江五丁目五番十二  
登米市追町佐沼字南佐沼一丁目三番十二  
株式会社太田組